

「国有財産総合情報管理システムの保守業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正 有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	意見	理由		
1	調達仕様書 (案)	12	4.4	契約期間において以下の外的要因の発生を把握している。保守事業者は、受託後に下記外的要因の対処方法について財務省と協議すること。 ～略～ (3)本システムが関係しているネットワーク ① 財務省行政情報化LANシステム：令和9年6月更改 ② 財務局行政情報化LANシステム：令和9年2月更改	仕様書案に記載のとおり、令和9年2月に「財務局行政情報化LANシステム」、令和9年6月に「財務省行政情報化LANシステム」の更改が予定されている認識です。 各行政情報化LANシステムの更改に際し、GSSへの移行が予定されていることが現時点で判明していますが、GSS移行に関連して発生が想定される機器の構築やシステムの検証作業の費用についても、対応については「1.5契約期間」に記載のとおり、「変更管理の一環として対応する、改修案件として別途予算化・調達する等」の対応がなされる認識で問題ないでしょうか。	-	-	ご認識のとおりです。